

(電子メール施行)

薬 第 8 1 6 号

令和6年11月22日

一般社団法人宮城県病院薬剤師会長 殿

宮城県保健福祉部長

(公 印 省 略)

薬学生修学資金貸付条例施行規則の制定について（通知）

このことについて、別紙のとおり制定されましたので承知願います。

なお、制定の要旨は、下記のとおりです。

記

1 制定要旨

(1) 趣旨

薬学生修学資金貸付条例（令和6年宮城県条例第63号）の施行に関し必要な事項を定めるもの

(2) 概要

イ 貸付金額は、月額5万円とする。

ロ 貸付けの期間は、知事が修学資金の貸付けの適否を決定した日の属する月（知事が特に必要と認める場合は、当該貸付けを決定した日の属する年度の4月）から、大学を卒業した日の属する月までとする。

ハ 貸付けの適否を決定するに当たっては、書面による審査のほか、必要に応じ面接等による審査を行うものとする。

ニ 貸付けの決定を受けた者が修学資金の交付を受けるには、知事と薬学生修学資金貸付契約を締結しなければならない。

ホ その他、所要の事項を定めるもの。

2 施行年月日

令和7年4月1日

宮城県保健福祉部薬務課

薬事温泉班 担当：長山・田中

電 話 022-211-2652

F A X 022-211-2490

メール yakumu-y@pref.miyagi.lg.jp